解散公告

当社は、平成三十年二月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十一日

福岡県鞍手郡鞍手町大字古門字兵丹三一七〇番地

有限会社永尾工業所

清算人　古本　栄一

解散公告

当社は、平成三十年四月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十一日

長崎県五島市岐宿町川原二二三四番地

岐宿サンヨー株式会社

代表清算人　橋本　昌樹

解散公告

当法人は、平成二十九年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十一日

鹿児島市下伊敷一丁目三九―二四（シティハイツK一階）

特定非営利活動法人かごしま医療協働ネットワーク

清算人　四元　重美

解散公告

当社は、平成三十年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十一日

鹿児島県日置市東市来町湯田二一三九番地

有限会社春本荘

清算人　中島　尚一

解散公告（第一回）

当組合は、平成三十年三月二十二日柏市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十一日

千葉県柏市柏五丁目八番一五号

柏市沼南中央土地区画整理組合

清算人代表　冨澤　茂樹

解散公告（第一回）

当法人は、平成三十年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十一日

福岡県三潴郡大木町大字上八院一六三七番地

農事組合法人大木培養センター

清算人　池末　一文

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年十月十三日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十一日

長崎県長崎市城山町三一番一四号

医療法人さとみ小児科医院

清算人　里見　公義

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十一日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目五番六号

財団法人鈴渓学術財団

代表清算人　盛田　英夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年一月十七日開催の理事会及び評議員会の決議により平成三十年三月三十一日福岡県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月十一日

北九州市八幡東区上本町二丁目四番八号

学校法人大沼学園

清算人　大沼　善龍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常総市菅生町二七八六番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中島　晴之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十一日

事務所茨城県下妻市本城町二丁目三九番地

矢田部商事ビル三階栗山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　栗山　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市表町二丁目三〇番地、最後の住所群馬県天川原町一丁目三七番地五

被相続人　亡　髙橋　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十一日

群馬県前橋市大手町三丁目一七番二〇号

相続財産管理人　弁護士　丸山　和貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市松風町二四番地、最後の住所神奈川県秦野市堀川八一九番地の二

被相続人　亡　吉野　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十一日

神奈川県小田原市本町一丁目一〇番二五号

アオバビル二階　西湘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中根　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡入善町入膳六〇九二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　上原　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十一日

富山県富山市西田地方町三丁目六番三〇号

相続財産管理人　弁護士　鍋谷　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区柳堀三〇三番地、最後の住所名古屋市中川区福舟町四丁目一番地の二五伊神荘二階C号

被相続人　亡　村瀬　道江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十一日

名古屋市千種区内山三丁目一〇番一七号今池セントラルビル三階

相続財産管理人　弁護士　稲垣　遼

第27期決算公告

平成29年6月29日　神奈川県横須賀市夏島町1番地

NISSAN ARC
Nissan Analysis and Research Center

代表取締役社長　浅見　孝雄

貸借対照表の要旨（平成29年3月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,684	流動負債	361
固定資産	521	固定負債	62
		役員退職慰労引当金	22
		退職給付引当金	39
		長期未払金	1
		株主資本	1,782
		資本金	400
		利益剰余金	1,382
		利益準備金	32
		その他利益剰余金	1,350
		（うち当期純利益）	（44）
資産合計	2,205	負債・純資産合計	2,205